

育児・介護休業等に関する規則

第 1 条（育児休業）

育児のために休業することを希望する従業員（日雇従業員を除く）であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、申出により育児休業をすることができる。ただし、有期契約従業員にあっては、申し出時点において、次のいずれにも該当する者に限り育児休業をすることができる。

- (1) 入社1年以上であること
- (2) 子が1歳6か月に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。
- 2 前項にかかわらず、労使協定により除外された次の従業員からの休業の申し出は拒むことができる
 - (1) 入社1年未満の従業員
 - (2) 申出の日から1年以内（4の申出をする場合は、6か月）に雇用関係が終了することが明らかな従業員
 - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
- 3 配偶者が従業員と同じ日から又は従業員より先に育児休業をしている場合、従業員は、子が1歳2か月に達するまでの間で、誕生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。
- 4 次のいずれにも該当する従業員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。
 - (1) 従業員又は配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること
 - (2) 次のいずれかの事情があること
 - ① 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合
 - ② 従業員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合
- 5 育児休業をすることを希望する従業員は、原則として育児休業を開始しようとする日の1か月前（4に基づく1歳を超える休業の場合は、2週間前）までに、育児休業申出書を会社に提出することにより申し出るものとする。
- 6 育児休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該育児休業申出書を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。

第 2 条（介護休業）

要介護状態にある家族を介護する従業員（日雇従業員を除く）は、申出により介護を必要とする家族1人につき、のべ93日間までの範囲内で3回を上限として介護休業をすることができる。ただし、有期契約従業員にあっては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り、介護休業をすることができる。

- (1) 入社1年以上であること
- (2) 介護休業開始予定日から93日を経過する日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと
- 2 前項にかかわらず、労使協定により除外された次の従業員からの休業の申し出は拒むことができる。
 - (1) 入社1年未満の従業員
 - (2) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
 - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
- 3 要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

- (1) 配偶者
 - (2) 父母
 - (3) 子
 - (4) 配偶者の父母
 - (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫
- 4 介護休業をすることを希望する従業員は、原則として介護休業開始予定日の2週間前までに、介護休業申出書を会社に提出することにより申し出るものとする。
- 5 介護休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該介護休業申出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。

第 3条（子の看護休暇）

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、社員就業規則第37条およびパートタイマー就業規則第18条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

ただし、労使協定により除外された次の従業員からの子の看護休暇の申出は拒むことができる。

- (1) 入社6か月未満の従業員
 - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
- 2 子の看護休暇は、半日単位で取得することができる。

第 4条（介護休暇）

要介護状態にある家族の介護その他の世話をする従業員（日雇従業員を除く）は、社員就業規則第37条およびパートタイマー就業規則第18条に規定する年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

ただし、労使協定により除外された次の従業員からの介護休暇の申出は拒むことができる。

- (1) 入社6か月未満の従業員
 - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
- 2 介護休暇は、半日単位で取得することができる。

第 5条（育児・介護のための所定外労働の制限）

3歳に満たない子を養育する従業員（日雇従業員を除く）が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する従業員（日雇従業員を除く）が当該家族を介護するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。

- 2 前項にかかわらず、労使協定により除外された次の従業員からの所定外労働の制限の申し出は拒むことができる。
- (1) 入社1年未満の従業員
 - (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
- 3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための所定外労働制限申出書を会社に提出するものとする。

第 6条（育児・介護のための時間外労働の制限）

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が当該子を養育するためまたは要介護状態にある家族を介護する従業員が当該家族を介護するために請求した場合には、社員就業規則第34条およびパートタイマー就業規則第14条の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。

2 前項にかかわらず、次の(1)から(3)のいずれかに該当する従業員からの時間外労働の制限の申出は拒むことができる。

- (1) 日雇従業員
- (2) 入社1年未満の従業員
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限申出書を会社に提出するものとする。

第 7条（育児・介護のための深夜業の制限）

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が当該子を養育するためまたは要介護状態にある家族を介護する従業員が当該家族を介護するために請求した場合には、社員就業規則第34条およびパートタイマー就業規則第14条の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）に労働させることはない。

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する従業員は深夜業の制限の申出は拒むことができる。

- (1) 日雇従業員
- (2) 入社1年未満の従業員
- (3) 請求に係る家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する従業員
 - ① 深夜において就業していない者（1か月について深夜における就業が3日以下の者を含む。）であること
 - ② 心身の状況が申出に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者であること
 - ③ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産予定でなく、かつ産後8週間以内でない者であること。
- (4) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
- (5) 所定労働時間の全部が深夜にある従業員

3 請求しようとする者は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための深夜業制限申出書を会社に提出するものとする。

第 8条（育児短時間勤務）

3歳に満たない子を養育する従業員は、申し出ることにより、社員就業規則第30条およびパートタイマー就業規則第12条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前9時から午後4時までの6時間とする。

（うち休憩時間は、午前12時から午後1時までの1時間とする。）

1歳に満たない子を育てる女性従業員は更に別途30分ずつ2回の育児時間を請求することができる。）。

- 2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する従業員からの育児短時間勤務の申出は拒むことができる。
- (1) 日雇従業員
 - (2) 1日の所定労働時間が6時間以下である従業員
 - (3) 労使協定によって除外された次の従業員
 - ① 入社1年未満の従業員
 - ② 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
- 3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の1か月前までに、育児短時間勤務申出書により会社に申し出なければならない。

第9条（介護短時間勤務）

要介護状態にある家族を介護する従業員は、申し出ることにより、当該家族1人当たり利用開始の日から3年の間で2回までの範囲内で、社員就業規則第30条およびパートタイマー就業規則第12条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前9時から午後4時までの6時間とする。
 （うち休憩時間は、午前12時から午後1時までの1時間とする。）

- 2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する従業員からの育児短時間勤務の申出は拒むことができる。
- (1) 日雇従業員
 - (2) 労使協定によって除外された次の従業員
 - ① 入社1年未満の従業員
 - ② 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
- 3 介護のための短時間勤務をしようとする者は、利用開始の日から短縮を開始しようとする日から3年の間で2回までの範囲内で、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の2週間前までに、介護短時間勤務申出書により会社に申し出なければならない。

第10条（給与等の取扱い）

基本給その他の月毎に支払われる給与の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 育児・介護休業をした期間については、支給しない
 - (2) 第3条（子の看護休暇）及び第4条（介護休暇）の制度の適用を受けた日又は時間については、無給とする
 - (3) 第7条（育児介護のための深夜業の制限）、第8条（育児短時間勤務）及び第9条（介護短時間勤務）の制度の適用を受けた期間については、別途定める給与規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当を支給する。
- 2 昇給は、育児・介護休業の期間中は行わないものとし、育児・介護休業期間中に定期昇給日が到来した者については、復職後に昇給させるものとする。第3条～第9条の制度の適用を受けた日又は期間については、休業前の勤務実績等を考慮し調整し決定する。
- 3 賞与については、その算定対象期間に育児・介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数により日割りで計算した額を支給する。また、その算定対象期間に第3条～第9条の制度の適用を受けた日又は期間については、実出勤日数及び勤務実績により計算した額を支給する

第11条（法令との関係）

育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、時間外労働及び深夜業の制限、育児短時間勤務並びに介護短時間勤務に関して、この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

第12条（実施日）

この規則は、平成29年5月1日より適用する。

目 次

第 1 条（育児休業）	1
第 2 条（介護休業）	1
第 3 条（子の看護休暇）	2
第 4 条（介護休暇）	2
第 5 条（育児・介護のための所定外労働の制限）	2
第 6 条（育児・介護のための時間外労働の制限）	3
第 7 条（育児・介護のための深夜業の制限）	3
第 8 条（育児短時間勤務）	3
第 9 条（介護短時間勤務）	4
第10条（給与等の取扱い）	4
第11条（法令との関係）	5
第12条（実施日）	5